

認定を受ける手順

- ① 無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。



- ② 事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。
(注) 本社・本店を管轄する労働基準監督署経由で提出することもできます。



- ③ 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。



- ④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者（高度専門職と継続雇用の高齢者）について、無転換ルールに関する特例が適用されます。
(注) 有期労働契約の締結・更新の際に、無転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。